平成22年鞍手町議会第6回臨時会会議録(第1号)											
	平成22年11月29日										
招集場所	鞍 手 町 役 場 議 事 堂										
	開会開議議長										
開閉会日時	平成22年11月29日 午後1時00分 日 髙 直										
及び宣告		閉会開議議長									
	<u>1</u>	平成22年11月29日 午後2時42分									
	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏	名	出欠 の別				
	1	須藤信一郎	出矢 11 毛 利		喬	出矢					
出席及び	2	原 哲 也	出欠	1 2	栗田幸	:則	出欠				
欠席議員	3	香 原 暹	出矢 13 宇田川		亮	出欠					
	4	星 正彦	出欠								
出席 12人	5	武谷保正	出欠								
<b>欠席</b> 1人	6	岡崎邦博	出欠								
欠員 0人	7	日髙直幸	出欠								
	8	田中二三輝	出欠								
	9	久保田正之	出欠								
	1 0	川野高實	出欠								
会議録署名議員	8番	田中 二三	輝	9番	久 保	田正	之				

職 務 出 席	議会事務 局 長	長	友	浩	_	出	矢		事務 補佐	渡	辺	智	文	出矢
	町 長	柴	田	好	輝	出	矢	会計	課長	原		繁	幸	出欠
	副町長	本	松	古	憲	出	矢	建設	課長	岡	松	要		出欠
	教育長	Щ	本	喜	入男	出	矢	企画 課	財政 長	白	石	秀	美	出矢
	総務課長	冏	部		哲	出	欠	上下 課	水道 長	中	岡	和	之	出矢
地方自治法	福祉人権 課 長	松	澤		守	出	欠	病院 局	事務 長	中	野	眞	路	出矢
第121条	税務住民 課 長	熊	井	照	明	出	欠	教育	課長	平	瀬	研		出矢
により説明	農政環境課長 兼農業委員会 事 務 局 長	篠	原	哲	哉	出	欠	保険 課	健康 長	鯵	坂	健	<u>-</u>	出矢
出席者の														
職氏名														
議事	日程					別	紙	0	ځ	お	り			
付 議	事件					別	紙	0	٢	お	り			
会議	経過					別	紙	Ø	と	<i>‡</i> 2	ŋ			

# 平成22年第6回鞍手町議会臨時会議事日程

11月29日 午後1時開議

# 第1号

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第76号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を

改正する条例

日程第4 議案第77号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第78号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計

補正予算(第2号)

日程第6 議案第79号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第7 議案第80号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)

日程第8 議案第81号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計

補正予算(第1号)

### 平成22年11月29日(臨時会)

開議 13時00分

### ○議長 日髙 直幸君

只今から平成22年度第6回鞍手町議会臨時会を開会します。

これより日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第117条の規定により、議長に於いて8番議員 田中二三輝君及び9番議員 久保田正之君を指名します。

次に日程第2 会期の決定を議題とします。

今期臨時会の会期は本日1日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間に決定しました。 次に進みます。

日程第3 議案第76号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

# 〇町長 柴田 好輝君

日程第3 議案第76号について提案説明を申し上げます。

日程第3 議案第76号は、鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する 条例であります。

今年の人事院勧告については8月に勧告が行われ、期末・勤勉手当では年間で0.2月分の引き下げと、平成23年度以降6月期と12月期の支給割合の変更。

月例給については、医師及び若年層については据え置き、概ね40歳以上を対象として、 平均0.1%引き下げ、更に行政職(一)、医療職(二)、医療職(三)の給料表の適用を受 ける56歳以上で、かつ、6級以上の職員については1.5%減額。

本年4月から改正法施行までの民間給与との較差相当分0.19は、本年12月期の期末 手当で調整するとされた国家公務員の取扱いに準じて実施するため、今回本条例改正案を提 案するものであります。

尚、12月期の期末・勤勉手当については、12月1日が支給基準日であり、改正条例を 12月1日から施行する必要があることなどから、臨時議会を召集し、ご審議を頂くことと しました。

以上が日程第3 議案第76号の提案説明であります。

ご審議の上、ご協賛の程よろしくお願いいたします。

#### ○議長 日髙 直幸君

これから質疑を行います。

議案第76号について質疑ありませんか。

宇田川議員。

### ○13番 宇田川 亮君

職員のラスパイレスの指数についてお尋ねします。

### ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

# ○総務課長 阿部 哲君

平成22年4月1日現在のラスパイレス指数は94.1でございます。以上です。

# ○議長 日髙 直幸君

宇田川議員。

#### ○13番 宇田川 亮君

この間、毎年のように引き下げがされています。今回は特に引き下げ分を4月に溯ってやると。元々給与等の引き下げる分については引き下げになった時から、引き上げになった時は4月に溯ってというが、生活して行く上でそういうのが必要ということから、後から溯って引き下げられるというのは、なかなか納得がいけるものではないと思います。

この間ずっと引き下げが行われて来たわけですが、今の段階で分かるかどうか分からないと思いますが、今回の分でなく、引き下げが始まる前からの分と、今回引き下げになった分で、それまでの職員の給与がどのように変わって来たのかを、後からで結構ですので、是非資料として出して頂きたいと思いますが如何でしょうか。

#### ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

# ○総務課長 阿部 哲君

議員ご指摘の資料については、後日提出ということでご理解頂きたいと思っております。

#### ○議長 日髙 直幸君

香原議員。

### ○3番 香原 暹君

この給与改定案について、事前に組合との協議をされたかどうか。その結果どのようになったかをお尋ねいたします。

# ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

#### ○総務課長 阿部 哲君

組合の方とは何度も交渉いたしまして、最終的には11月12日に確認書を取り交わしています。以上です。

#### ○議長 日髙 直幸君

他に質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第76号は総務文教委員会に付託したいと思います。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第76号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に日程第4 議案第77号から、日程第8 議案第81号の5件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

### 〇町長 柴田 好輝君

日程第4 議案第77号から 日程第8 議案第81号までの5件について、一括して提 案説明を申し上げます。

日程第4 議案第77号は、平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)であります。 本補正予算は、人事院勧告に伴い国家公務員の給与法が改正されたことから、鞍手町一般職 の職員の給与等に関する条例の改定を行うことにより、給料及び職員手当の改定、並びに平 年分の給料、職員手当及び共済費等の増減を盛り込んだものを計上しております。

本年度の人事院勧告は、公務員給与が民間給与を0.19%上回るとし、その格差を是正するものとして8月10日に行われました。

具体的には、給料は医師を除き、56歳以上の課長職相当職員の給料月額を1.5%引き下げるとともに、概ね40歳以上の職員の給料月額を平均で0.1%引き下げる勧告内容となっております。

また、職員手当については、期末・勤勉手当の年間支給割合を4.15月分から3.95 月分とし、0.2月分引き下げる勧告内容となっております。

この人事院勧告に基づく給与条例の改正に伴う職員給与費等の減額分は、12,723千円となっております。

また、平成22年度平年分につきましては、職員手当のうち時間外勤務手当で850千円の増額となっておりますが、育児休業者5名や早期退職者1名に伴う給与費の不用額の減額により、全体で13,310千円の減額となっております。

この給与条例改正に伴う減額と平年分の減額の合計は、26,033千円となりますが、 同額を財政調整基金への積立金として歳出予算に計上しておりますので、本補正予算に係る 歳入歳出の総額に増減はありません。

以上が、補正予算第4号の概要であります。

次に日程第5 議案第78号は、平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補 正予算(第2号)であります。

本補正予算は、人件費を59千円増額し予算総額を、歳入歳出それぞれ738,797千円としました。

主な補正内容は歳入では、6款 一般会計繰入金追加59千円、歳出では1款 総務費 追加244千円、2款 建設費減額185千円といたしております。

以上が、補正予算第2号の概要であります。

次に日程第6 議案第79号は、平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、収入予算 の補正はありません。

支出予算は378千円を減額し、支出総額を305,974千円としております。

主な補正内容は支出で、1款 営業費用減額378千円といたしております。

以上が補正予算第2号の概要であります。

次に日程第7 議案第80号は、平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、収入予算 の補正はありません。

支出予算は87,243千円を減額し、支出総額を2,626,311千円としております。 主な補正内容は支出で、第1款 病院事業費用減額87,243千円といたしております。 以上が、補正予算第1号の概要であります。

次に日程第8 議案第81号は、平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算 (第1号) であります。

今回の補正につきましては、予算第3条に定める収益的収入及び支出において、収入予算の 補正はありません。

支出予算は261千円を減額し、支出総額を331,088千円としております。

主な補正内容は支出で、第1款 施設事業費用減額261千円といたしております。 以上が、補正予算第1号の概要であります。

以上、日程第4 議案第77号から日程第8 議案第81号の5件についての提案説明であります。

ご審議の上 ご協賛のほど よろしくお願いします。

### ○議長 日髙 直幸君

これから質疑を行います。

議案第77号 歳出について質疑をお受けします。

事項別明細書の4頁をお開き下さい。

1款 議会費及び2款 総務費、4頁から8頁まで質疑ありませんか。 香原議員。

#### ○3番 香原 暹君

4頁に時間外手当が増加になったところと、勤勉手当が増加になったところが若干あります。時間外手当は育児休業が増えたために時間外が増したということで、理由は分かりまし

たが、勤勉手当は率が下がったのに、増えるというのが分からないので、その理由を教えて下さい。

# ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

# ○総務課長 阿部 哲君

超勤については、平年分の超勤の額が不足するということで追加補正をするものです。 選挙管理委員会費の勤勉が増えたということでございます。

これについては、後の総務文教委員会の方で詳しく説明させて頂きたいと思っておりますので、ご了承願いたいと思います。

### ○議長 日髙 直幸君

他にありませんか。

次に進みます。

- 3款 民生費及び4款 衛生費、8頁から11頁まで質疑ありませんか。 次に進みます。
- 6款 農林水産業費から、10款 教育費まで、12頁から16頁まで質疑ありませんか。 これで質疑を終わります。

それでは歳出全般について質疑ありませんか。

岡崎議員。

# ○6番 岡﨑 邦博君

4頁の総務費です。給与が特別職の給与減は1千円ということになっていますが、減額は 特別職については1千円しかないのですか。

# ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

#### ○総務課長 阿部 哲君

基本的には、前副町長と現副町長の差額分でない筈です。ただ切り上げ、切り捨ての関係で、不用額が1千円出たということでございます。前副町長の給与には日にちが1日も開いていませんでしたので、これには年額はないのですが、切り上げ、切り捨ての関係で1千円の不用額が出たということでございます。

これは人勧の関係とは違います。

#### ○議長 日髙 直幸君

岡﨑議員。

### ○6番 岡﨑 邦博君

特別職については人勧の関係はないということですか。

#### ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

#### ○総務課長 阿部 哲君

特別職については、給与の方は影響がございませんが、期末手当に影響がございます。 支給額は全体で2.75支給するのですが、今回0.15期末手当が減額されますので、0. 15月分の減額が出て来ます。

特別職、町長、副町長、教育長と議員さん方もそういうことになります。以上です。

### ○議長 日髙 直幸君

香原議員。

# ○3番 香原 暹君

今回、再任用職員の給与も改定されていますが、現在再任用職員の任用の条件、職務内容、 現在の実態がどのようになっているのかを教えて下さい。

### ○議長 日髙 直幸君

総務課長。

#### ○総務課長 阿部 哲君

現在再任用職員はおりません。

もしこの制度を適用するとするならば、こういう職があるからどうでしょうかというような 意思表示を頂いて、そして適当な職に就いて頂くということになろうかと思いますが、現在 のところそういった制度は、条例上はございますが運用していません。以上です。

# ○議長 日髙 直幸君

これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第77号は総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第77号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第78号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第78号は総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第78号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第79号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第79号は総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第79号は総務文教委員会に付託することに決定しました。

次に議案第80号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第80号は民生産業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第80号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

次に議案第81号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

只今議題となっている議案第81号は民生産業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって議案第81号は民生産業委員会に付託することに決定しました。

これより委員会審査のため、ここでしばらく休憩します。

休憩 13時25分

再会 14時33分

#### ○議長 日髙 直幸君

会議を再開します。

日程第7 議案第80号及び日程第8 議案第81号の2件を一括して議題とします。

本案は民生産業委員会に付託していましたので、民生産業委員長の審査報告を求めます。 宇田川民生産業委員長。

### ○13番 宇田川 亮君

民生産業委員会の議案審査報告をいたします。

議案第80号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算 (第1号)。

議案第81号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 日髙 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第80号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第81号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第80号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第81号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第80号 平成22年度鞍手町病院事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第80号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第81号 平成22年度鞍手町介護老人保健施設事業会計補正予算(第1号)を採 決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第81号は委員長の報告のとおり可決されました。 次に進みます。

日程第3 議案第76号から、日程第6 議案第79号までの4件を一括して議題とします。本案は総務文教委員会に付託していましたので、総務文教委員長の審査報告を求めます。 岡﨑総務文教委員長。

# ○6番 岡﨑 邦博君

総務文教委員会の議案審査報告をいたします。

議案第76号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例。

議案第77号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)。

議案第78号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)。

議案第79号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)。

本委員会は、本日付託された上記の議案を審査の結果、いずれも原案を可決すべきものと 決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

#### ○議長 日髙 直幸君

これから委員長報告に対する質疑を行います。

議案第76号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第77号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第78号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に議案第79号について質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

議案第76号について討論はありませんか。

宇田川議員。

# ○13番 宇田川 亮君

私は議案第76号 鞍手町一般職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 に反対いたします。

今回の改正案については、人勧の勧告どおりということですが、額があまりにも下げすぎる部分。下げるにも関わらず、本会議の質問でも言いましたが、溯って下げる。これではいくら町民感情があろうとも、生活設計が出来ないというふうに考えます。

いずれにしても給与を引き下げるというような条例については、私は反対します。

# ○議長 日髙 直幸君

他に討論はありませんか。

これで討論を終わります。

次に議案第77号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第78号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

次に議案第79号について討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。

議案第76号 鞍手町一般職職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第77号 平成22年度鞍手町一般会計補正予算(第4号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第78号 平成22年度鞍手町流域関連公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第78号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に議案第79号 平成22年度鞍手町水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手あり)

挙手多数です。よって議案第79号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成22年第6回臨時会を閉会します。

閉会 14時42分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長 日 髙 直 幸

議員 田中二三輝

議員 久保田 正 之